

2年連続で、特別調整交付金の交付を受けることとなります

平成19年度短期経理

(予算)

平成19年度の短期経理は、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び育児・介護休業手当金拠出金が合計で、前年度より3億1千万円増加すること、更には市町村合併の影響で組合員数の減少などが予想されることから、短期財源率は千分の2.42引き上げて、千分の74.56とされます。

また、平成18年度に引き続き全国連合会から調整交付金及び特別調整交付金の交付(別表「調整交付金・特別調整交付金」とおり)を受けることとなります。法定給付に係る掛金率が千分の32.5から千分の34までの部分は調整交付金、千分の34を超える部分は特別調整交付金の交付を受けることとなります。

厳しい財政状況が続いていますので、平成19年度も財政安定化計画を策定し、がん予防の健康講座等を開催するとともに生活習慣病対策に引き続き取り組むようにしています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

(単位:千円)

年度	調整交付金	特別調整交付金	合計
平成13年度	187,780	-	187,780
平成14年度	174,604	-	174,604
平成15年度	53,620	-	53,620
平成16年度	127,111	-	127,111
平成17年度	-	-	-
平成18年度(見込)	165,403	70,119	235,522
平成19年度(予算)	161,528	286,317	447,845

調整交付金・特別調整交付金の交付状況(愛媛県)

平成19年度 財政調整組合・特別財政調整組合

(組合)	(財源率)	(財調)	(特別財調)
長崎県	81.92%	(1.5%)	(6.41%)
奈良県	80.96%	(1.5%)	(5.86%)
鹿児島県	80.48%	(1.5%)	(5.725%)
沖縄県	79.98%	(1.5%)	(5.50%)
熊本県	78.04%	(1.5%)	(4.58%)
北海道	77.90%	(1.5%)	(4.35%)
佐賀県	77.36%	(1.5%)	(4.12%)
福岡県	76.42%	(1.5%)	(3.735%)
秋田県	76.24%	(1.5%)	(3.595%)
愛媛県	74.56%	(1.5%)	(2.655%)
青森県	72.08%	(1.5%)	(1.475%)
岩手県	71.28%	(1.5%)	(1.19%)
高知県	68.70%	(1.48%)	(-%)

以上 13組合

(注) () は財調、[] は特別財調に係る調整交付金率

調整交付金・特別調整交付金の交付組合
平成19年度に調整交付金・特別調整交付金を受ける市町村職員共済組合は次のとおりです。

【調整交付金・特別調整交付金】

短期給付に要する費用は、組合員と所属が掛金負担金として折半負担することとされています。しかし、法定給付に要する掛金率が一定以上になる場合は、全国連合会の財政調整事業による調整交付金(短期経理の財政窮迫組合に対する財政支援)を受けることができます。これにより、掛金の不均衡を調整し、組合員の負担が重くならないようにするものです。

調整交付金の交付条件は「法定給付に要する掛金率が基準掛金率を超えていること」(参考のとおり)及び「一部負担金払戻金等の基礎控除額が2万5千円以上であること」とされています。

なお、特別調整交付金の交付を受ける場合は、調整交付金の交付条件に加えて、「短期給付財政安定化計画」を策定し、各種の対応策を講じる必要があります。

(参考)

平成19年度 調整交付金・特別調整交付金の概要

(単位:%)

区分	期末手当			給料		
	掛金	負担金	合計	掛金	負担金	合計
定款本則	37.28	37.28	74.56	46.6	46.6	93.2
実質(A)+(B)	33.125	37.28	70.405	41.40625	46.6	88.00625
特別調整交付金率	2.655		2.655	3.31875		3.31875
調整交付金率	1.5		1.5	1.875		1.875

期末手当に係る率

	掛金	負担金
(A)	0.625 / 1000	0.625 / 1000
(B)	2.655 / 1000	1.5 / 1000
基準掛金率34.0 / 1000	を超える部分 <特別調整交付金> 68,864千円	
基準掛金率32.5 / 1000	を超える部分 <調整交付金> 38,850千円	
法定給付財源率	32.50 / 1000	36.655 / 1000

給料に係る率

	掛金	負担金
(A)	0.78125 / 1000	0.78125 / 1000
(B)	3.31875 / 1000	1.875 / 1000
基準掛金率42.5 / 1000	を超える部分 <特別調整交付金> 217,453千円	
基準掛金率40.625 / 1000	を超える部分 <調整交付金> 122,678千円	
基準掛金率	40.625 / 1000	45.81875 / 1000

附加給付等 = ① + ②
(135,634千円) ①繰越欠損金(0千円)
②附加給付(135,634千円)

-基礎控除額25,000円-
一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金、支払利息、前年度欠損金

法定給付 = A - B
(7,904,853千円)

A
保健給付、休業給付(育児休業手当金、介護休業手当金を除く)、老人保健拠出金、退職者給付拠出金、一部負担金返還金、短期任意継続掛金選付金、連合会払込金、育児、介護休業手当金拠出金、支払準備金増減額、業務経理への繰入れ

B
高額医療交付金、補助金、短期利息及び配当金、償還差益、賠償金、雑収入、公的負担金、欠損金補てん積立金及び短期積立金